

農業だより

令和6年度新庄市小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金について

事業繰越のお知らせ及び仮申請書提出のお願い

新庄市では、令和6年7月7日からの大雨等に起因して発生した農地災害等に対し、小規模な被害復旧に対する支援として新庄市小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金を交付しておりますが、降雪期間に入り、復旧事業が進まない状況を確認しております。

こうした状況から、令和7年度へ事業を繰り越し、以下の期間内に仮申請を受付することとします。

※補助対象となる復旧工事は、原形復旧です。機能を向上するような復旧工事は補助対象外です。

※令和6年7月豪雨災害に起因した災害のみ対象となります

1 交付対象者及び対象農地及び農業用施設の被災状況

交付対象者は、既にお知らせの済の農業だよりを参照してください。

復旧事業については、令和6年7月豪雨災害に起因した畦畔崩落、法面崩落、土砂流入、土砂流失等により農作物に被害が生じた場合や水路、農道、ため池、用排水機場等の土砂撤去等の農業用施設の復旧が対象となります。

仮申請の受付期間：令和7年2月10日（月）～令和7年3月31日まで（月）

添付書類：①令和6年度新庄市小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金交付申請書

（令和7年度繰越事業のための仮申請書）

②位置図

③被災状況の分かる写真（全景1枚 近景2枚）

※令和6年7月豪雨災害による被災状況の確認ができる写真が無い場合

受付できません。

※1 既に交付申請済の方は、仮申請の必要はありませんが、工期が延びる場合は、農林課へお知らせください。

※2 様式は農林課で準備しておりますので③の被災状況の分かる写真を持参してください。

2 補助金の交付額

令和6年度小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金と同様となります。（右面に記載）

※工期については、令和7年6月中旬としておりますので仮申請後、速やかに発注準備をお願いします。

3 提出先 お問い合わせ先

提出先 新庄市農林課 農村・森林振興係までご提出ください

新庄市農林課 農村・森林振興係 電話：0233-29-5837（直通）

メール：nourin@city.shinjo.yamagata.jp

4 補助金の交付額

補助事業	補助対象経費	補助金の額
小規模農地等災害緊急復旧事業	令和6年7月7日以降に発生した豪雨により被害が生じた農地（水路、農道、ため池等を含み、本市に所在するものに限る。）及び当該農地に隣接する土地等（以下「被害農地等」という。）を原形に復旧することを目的とする事業（原形に復旧することが不可能な場合において、当該被害農地等の従前の効用を復旧するために必要な事業を含む。）に係る次の経費 （1）工事費（業者等へ発注するもの） （2）資材購入費 （3）機械器具レンタル料等 （4）その他市長が必要と認める経費	被害農地1か所あたりの補助対象経費の額の区分に応じ、次に定める額以内の額（1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額） （1）40万円以上のとき 補助対象経費の合計額に10分の9を乗じて得た額（当該額が40万円未満となる場合は、40万円）又は補助対象経費の額から40万円を差し引いた額に6分の5を乗じて得た額に40万円を加算した額のいずれか低い額（90万円を上限とする。） （2）40万円未満のとき 補助対象経費の額

※被害1か所の考え方

原則、1工種が150メートル以内の間隔で連続しているものについては1件とみなします。

また、150メートル以上離れている場合でも、総額40万円以下で、かつ1工事契約で復旧できるものは1件の取り扱いになります。

謝礼や本人の人件費は交付の対象にはなりません。

需要に応じた米生産等に係る地域説明会のご案内

令和7年産の需要に応じた米生産（生産の目安）等に係る事業内容について説明するため、下記日程で地域ごとに説明会を開催します。

説明会で使用する資料（令和7年度経営所得安定対策等の手引き）は、令和7年産の生産の目安（内示）、「コメ新市場開拓等促進事業」の申込書類と共に郵送予定です。

説明会に参加を希望される方は、郵送された資料（令和7年度経営所得安定対策等の手引き）をお持ちください。

日時	2月13日（木） 18：30～	2月14日（金） 18：30～	2月17日（月） 18：30～	2月18日（火） 18：30～
場所	市民プラザ1F大ホール	もがみ中央農業協同組合 北部営農センター	昭和活性化センター	わくわく新庄2F会議室

令和7年度水田活用の直接支払交付金について

水田で大豆、加工用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

■対象者 販売目的で対象作物を水田で生産（耕作）する販売農家・集落営農

■交付申請 5月～6月を予定

■支援内容

1. 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆	35,000 円/10a
飼料作物（播種）	35,000 円/10a
飼料作物（播種以外）	10,000 円/10a
WC S用稲	80,000 円/10a
加工用米	20,000 円/10a
飼料用米、米粉用米	多収品種の場合：収量に応じ、55,000 円～ 105,000 円/10a 一般品種の場合：収量に応じ、55,000 円～ 85,000 円/10a

※交付対象水田の取扱い

- ・たん水設備（畦畔等）や水路等を有しない農地は交付対象外となります。
- ・5年間（令和4～8年度まで）に一度も水張り（水稻作付け又は一カ月以上の湛水管理）が行われない農地は、令和9年度以降は交付対象水田から除外となる予定です。

2. 産地交付金（取組に応じた県への追加配分）

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	20,000 円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	10,000 円/10a

3. 産地交付金（県設定 ※予定内容のため、農政局との協議や取組状況等により変動があります。）

取組内容	配分単価
加工用米のケイ酸質肥料等散布	5,000 円/10a (コメ新市場開拓等促進事業との重複は不可)
新市場開拓用米のケイ酸質肥料等散布	コメ新市場開拓等促進事業に申請し、 不採択となった面積を対象：8,000 円/10a
米粉用米のケイ酸質肥料等散布	10,000 円/10a (コメ新市場開拓等促進事業との重複は不可)
飼料用米の低コスト生産の取組（3つ以上）	5,000 円/10a

4. 産地交付金（市設定・地域振興作物の取組支援）

支援内容は農政局と協議のうえ4月以降に決定します。交付単価は、作付状況に応じた追加配分により11月以降に決定します。

（参考）令和6年度の主な助成内容

支援内容		配分単価
加工用米	複数年（3年以上）契約助成	4,000 円/10a
	定着取組支援（複数年契約分を除く）	2,000 円/10a
	加工用米低コスト生産取組助成	1,000 円/10a
大豆	団地化（1ha以上）支援助成	8,000 円/10a
そば	多収栽培（排水対策・追肥・条播）支援助成	4,200 円/10a
飼料作物	耕畜連携（資源循環）助成	7,000 円/10a
重点振興作物	[野菜]にら、ねぎ、うるい、たらの芽、 アスパラガス、きゅうり、 トマト、ふきのとう [花き]トルコギキョウ、りんどう	24,000 円/10a
振興作物	[野菜]すいか、さといも、なす、にんじん、 みつば、行者にんにく [花き]啓翁桜、ひまわり、かすみそう、きく、 ストック、スターチス [果樹]おうとう、ラズベリー、 シャインマスカット	12,000 円/10a

5. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。



令和7年度農地利用効率化等支援交付金

<融資主体支援タイプ>

(1) 補助対象者

地域計画のうち目標地区に位置付けられた者

(2) 補助内容

農業用機械・施設の取得、改良又は補強

主な要件

- ・融資を受けて機械等の導入を行うこと
- ・事業費の整備内容ごとに50万円以上であること
- ・耐用年数が5年以上20年以下のものであること
- ※中古の場合は、使用可能と認められる年数が2年以上

(3) 補助金の算定方法

補助率：3/10 補助上限額：300万円

※補助金額以上の融資を受ける必要があります。

※目標年度の経営面積が次に掲げる基準以上の場合は**補助上限額 600万円**

- ・水田作等：20ha ・露地作：5ha ・果樹作 3ha ・施設園芸作 1ha

(4) 優先枠

○スマート農業優先枠

下記の機械・施設等を導入する場合

- ①農業用機械の自動操舵システム
- ②土壌センサー搭載型可変施肥田植機
- ③農薬散布等無人航空機（ドローン）
- ④水田の高度化管理システム
- ⑤施設園芸の高度環境制御システム
- ⑥圃場環境等に応じた生産管理最適化システム
- ⑦自動収穫・選果作業機
- ⑧牛個体管理システム

○グリーン化優先枠

要件：①環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けていること。

②①の計画に関連する機械等を導入すること

○集約型農業経営優先枠

要件：①耕種農家であること

②目標年度における1ha当たりの付加価値額が50万円以上

③目標年度において、経営面積が現状より縮小しないこと

(5) 申込方法

- ①見積書 ②カタログ ③確定申告書類一式（R5）をご準備の上、新庄市農林課農業ビジネス創造係（TEL0233-29-5836）へお電話ください。

※業務の都合上、お電話なしでの来庁はご対応できないことがあります。

(6) 募集期限

令和7年2月14日（金）までお電話をください。

(6) その他

- ・取組みや目標に応じてポイントが配分され、上位の者から採択されます。